

第十二回 参議院内閣・農林・水産連合委員会 會議録第一号

昭和二十六年十一月十五日(木曜日)午前十時二十九分開会

委員氏名

内閣委員

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

長官にお尋ねしたいと思ひます。行政整理というのは不要官庁を減らす、そうして有官庁はこれを増やすというやうなことが行政整理の目的で、それと同じで人員整理も必要の人員があればこれを減らす、必要の人員があればこれを増やすというのが、人員整理だといふふうに考へますが、一体今回の定員法によりまして、各省の機構に亘つて一割とか二割とか或いは五割とかと減員をせられるようでありまして、一体どういふ方針で以てこの定員法を出されたか。それを先ずお伺ひしたい。

○木下辰雄君 只今の御説明では納得が行きません。私も行政整理或いは人員の整理といふことについては必ずしも反対ではございません。併し無定見に何ら実情に即しないやうな整理といふことは將來事務に難滞を來たして、それは整理に反するやうなことに

立後の状態から見まして、できるだけ簡素、能率化を図らなければならぬといふ観点からいたしまして、各事務に亘りましてできるだけ少い人員で運営をして行くといふことを検討いたしました結果、この案を作成いたしましたのでございます。中には一部廃止をいたしました部分もございますし、或いは又簡素化を図る部分もございます。今お話のありましたのは、一般的なものについてであると存じますが、極く一般的の部分といたしましては、特殊の事務について簡素化を図りますために、庶務、会計、人事といったやうな方面にはその手続的な仕事の、事務の簡略化を図るし、そのほか全般に亘りまして事務能率を今までもよりよく進めて行くといふことも勘案いたしましたので、そうしてこれをきめたわけであり

ます。で、やりまする仕事の仕方といひましては、政令諮問委員会におきまして約二カ月に亘つて検討いたしました結果、内閣總理大臣の答申を得ましたので、それを参考にして行政簡素化本部で事務当局間という一検討をして話をし、そうして事務当局間のきまらないことについては数度関係当局と會議を開いて決定をいたしましたものであります。

○國務大臣(根本龍太郎君) これも内閣委員会において繰返しお話を申し上げたことでございますが、今日の日本の獨立後の状態から見まして、できるだけ簡素、能率化を図らなければならぬといふ観点からいたしまして、各事務に亘りましてできるだけ少い人員で運営をして行くといふことを検討いたしました結果、この案を作成いたしましたのでございます。中には一部廃止をいたしました部分もございますし、或いは又簡素化を図る部分もございます。今お話のありましたのは、一般的なものについてであると存じますが、極く一般的の部分といたしましては、特殊の事務について簡素化を図りますために、庶務、会計、人事といったやうな方面にはその手続的な仕事の、事務の簡略化を図るし、そのほか全般に亘りまして事務能率を今までもよりよく進めて行くといふことも勘案いたしましたので、そうしてこれをきめたわけであり

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

本日のお話に付した事件

○行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員(河井彌八君) これより内閣、農林、水産三委員会の連合委員会を開会いたします。

○行政機關職員定員法の一部を改正する法律案が議題であります。

○木下辰雄君 我先ず橋本行政管理局

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の人員整理の問題につきましては、當然講和獨立後における情勢をも勘案してきておるのであります。特に水産關係について御指摘がありました。今後日本が獨立し、公海における漁業の權

益が回復するということになります。という、その面における事務は殖えるのでありますが、最小限度の人員を以て、そうして能率の増進によりましてその目的を果す、かような観点で今回の人員整理案ができておる次第であります。

○木下辰雄君 只今農林大臣のほうから事務を簡素化してその事務の遂行に当ると言われましたが、私は不幸にしてどの部面にもこの漁業協定の結果による人員の配置は見当りません。それからもう一つは、水産委員会において農林大臣は議院後におけるマツカーサー・ラインを撤廃した場合においては、漁獲の安全のため日本の監視船を他を殖やし、そうしてこれを監視するのだと言われましたが、この表を見ますと、現在は遠洋漁業の取締には約百三十二人、これを更に十名減すとこうなっておりますけれども、これでは監視を厳重にしてそうして監視船を殖やしてその万全を期するということにならんとしますが、これに対する農林大臣の御答弁を承りたい。

○國務大臣(根本龍太郎君) 監視は人員と設備の問題がありまして、その設備と相関連いたしましてその能率を高めたと思つております。事務的に申しますならば、できるだけ多くの人間を配置いたしたほうが事務上はいひのでありますが、国家全体の経済と、それから行政規模等の関連を考へまして、この程度を以て能率増進によつてその目的を達したい、かように考えております。

○木下辰雄君 私は今の農林大臣のお答へに対しては甚だ不満であります。が、いずれ又意見として申し上げたいと思ひます。

次は昨年この前の国会におきまして有明海漁業調整委員会ができてまして、その事務局が設置されておるのでありますが、然るに今日まで事務局は開店休業の状態であります。この予算にも何ら見当りません。折角漁業の紛争を未然に防ぎ、そして熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県の入会漁区を極く合理的に最も能率的に運用する、その事務局の運営の費用がない、又人員もないのでありますが、これを如何にするつもりでありますか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 有明海の事務局の問題につきましては、是非これは設置したいと考えておりますが、この準備の点にまだ十全でない点があるので、これが調整に今検討中でございます。

○木下辰雄君 前々国会以来漁船法、漁港法並に水産業協同組合の検査に関する法律が制定され、水産物の今後の検査ということも最も重要でありました。又漁船法による漁船に関する検査も非常に多い。漁港法ができてまして漁港に対する管理、その他は非常に大切であります。現在でさえ非常に不足しておる人員であるにもかかわらず、漁船関係で十九名、それから公共事業に對して五名、協同組合の検査員は僅か三名であります。これを減してあります。これを以て万全を期し得るかどうか。それに対する農林大臣の御答弁を承りたい。

○國務大臣(根本龍太郎君) お答えいたします。先ほど申しましたように最小限度の人員を以て能率の増進によつてその目的を達したいと考えております。個々の問題については、転換期に

は若干の困難があると存じますが、漸次能率増進によつてその目的を達成し得るものと考えております。

○木下辰雄君 それから司令部の指示によりまして日本には八カ所の水産研究所ができてまして、現在その事務をやつておりますが、それが不徹底で、折角できた研究所が、その研究の能率が半ば以下というところは、これは研究所を置く必要がないという結果にもなりまして、農林当局としても今日までその完備を期せられ、又司令部もそれを非常に進めて来ておるのに、これを多大の人員を減しておりますが、水産研究所は三十一名の人員を減しております。これで果して研究の能率が半ば以下か。農林大臣は恐らく人員を整理して、そうして最小限度の人員を以て能率を挙げる、こう言われるかも知れませんが、現在の研究所は非常に手不足であります。更にそれを減らして果して研究所の研究の目的が達するかどうか、これに對してお答えを願ひます。

○國務大臣(根本龍太郎君) 研究施設の重要性については痛感しておりますが、これは人員と予算と相伴わなければこの実現が困難でございます。我々も人員も減らすことが、やはり研究費の増加も非常に大事だと思ひます。二十七年予算においては、この少い人員を以て成果を挙げるべく予算的裏付けを目下大蔵省と折衝中でございます。

○木下辰雄君 それから水産庁の關係ではありませんが、農林統計調査部に水産統計課というのがあります。これは日本の水産の統計は非常に不完全でございます。殆んど實際面から検討いたしますと、五割取いは七割も違つておる、こういうふうな結果を来たしておるのであります。それで前農林大臣は、水産統計は今後十分充實をして真に近似的統計を作りたい、そのためには万全を期するということをお願いされておりましたが、これに對しても現在僅かに本省において四十九名しかおりませんが、これを更に二十七名にするというふうな案でございます。實際において非常に人を減らすというのであります。果してこれで以て水産統計の万全を期し得るかどうか、私ども心配をいたしております。これに對する農林大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(根本龍太郎君) 統計調査制度の問題については、私も非常にこれを重視いたしまして、農業政策推進の一つの綱領としてこの制度の存続を強く主張して参つたのであります。この問題は後ほど各方面から御審議を願へると思ひますが、特に御指摘の水産統計につきましては、これは従来御指摘のように、殆んど各魚市場における報告を聞いたものであります。非常に不備であります。先般農業統計調査事務を国家事務として、これを取上げて整備したのであります。これによつて事務関係も慎んで参りましたし、又一面においては我々として、できるだけ各漁港に一人ぐらゐ置きたいという気持ちでございますけれども、国家全体の経済力等におきまして、最小限度の人を以て農業政策を樹立するに足る程度の限度において満足しなければならぬ止むなき立場に至りまして、この程度を以て万全を期したいと考えておる次第であります。

○木下辰雄君 私どもは、水産の行政は非常に貧弱でありまして、これは自由党の政策でも水産行政機構の拡大強化ということに政策に關つておられる。それでそういう面において私どもは水産省を設置してまでも、この国際的重要産業の改良発展を圖りたいというので、現在水産省設置法案を提出している次第であります。これは自由党も、社会党も、民主党も過半数が賛成せられて提出せられておるのであります。現在の水産庁の今度の整理するということの数字を見まして、食糧庁には一万五千余人、林野庁は二万一千四百余人、而も水産庁には僅かに千二百五十九人、こういう将来最も発達すべき水産業であり、国際的の産業である水産業に對して、現在僅かに千四百十人しかおりませんのを、更に減してこの水産行政を全うし得るか。それについて私は私ども非常に杞憂し、且つ遺憾に思つておる次第であります。

只今農林大臣の御説明によりまして、人員を減して、最小限度の人員を以て何とかやつて行きたいと言われておりますし、橋本大臣は、議院後における日本の財政と睨み合せて、できるだけ人員を縮小して行くというような御決心のようでありますが、只今の私の質問に對して、例えば漁業協定後における人員とか、或いは有明海の漁業調整事務局における人員とか、そういうものは一つも計上してありません。そういうことを私ども考へますと、今後の水産行政が甚しく衰頹を来すであらうと存じまして、私どもこれに對しては修正の案をこの委員会にお願いしたいということを保留いたしまして、質問を終ります。

○松浦清一君 議事進行について……

今伺つたのですが、何か委員長だけの質問に限定するといふような打合せで連合委員会を開かれたといふことになつておりますが、そういうことになつておりますか。

○委員長(河井彌八君) 委員長からお答えいたします。本日は農林、水産、内閣委員会の連合委員会であつて、それで議事を都合よく進行するために水産委員長と、それから農林委員長と打合せまして、そうしてどういふふうに発言するかといふことをきめたのであります。その際にも水産委員長は水産委員会を代表して委員長一人、御質問なさるといふことで、それを私も了承いたしました。このことを農林委員長にも申上げておるので、従ひまして水産委員会としては一応これで水産委員会の質疑が済んだものと、かように考へておるわけでありまして、そういう経緯でありますから御了承を願ひます。

○松浦清一君 それでは大体意味がわかりましたから各委員長が発言をされたあとで、時間的な関係等を考慮して、あとで意見を申述べたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) それは承知いたしました。

○羽生三七君 私のほうの農林委員会は、私が別に代表して質問するといふわけではございませんので、各委員の御質問があつたあと、必要があれば私も発言して頂きます。

○委員長(河井彌八君) 羽生君に申し上げます。只今私が発言いたしました通り、農林委員長が農林委員会を代表して御発言なさるといふだけに限つた言葉を申したのでありませんから、その御心配は要りません。

○池田宇右衛門君 政府の意図する行政整理には、又人員の整理には賛成するものであります。殊にこの立案に當つての御苦心、努力に對しては少からず敬意を表するものであります。併しなから生産に携る観点から見まして、若しその生産に支障を来し、不安を招くようなことがありと見たならば、大いに考へなければならぬと信ずるものであります。殊に農林省関係について見ますれば、相当量の整理が行われるように提案されております。目下の食糧事情から見まして、これらの不安を取除くことができる確信があるかといふことを先ず前提としてお尋ねいたします。

申すまでもなく戦後の日本の人口は一千三百万以上も増加し、翻つて台湾朝鮮を失つた今日に至つては、これらの地方から米の輸入は到底望まれぬといふことも御承知の通りであります。内地の農家の協力によつて供出をみると同時に、外国からの輸入に依存をいたしまして、今日の国民生活の安定を圖らなければならぬことは、これ又論を待たないところであります。が、然るに今年の秋落、悪天候、電力不足等あらゆる悪條件を控へましたこの際において人員を多数整理いたしましたので、これらの不安の中において果して二千五百五十万石の供出完納ができますかどうか、この確信がありますかどうかといふことを先ず行政整理局長並びに農林大臣にお尋ねいたします。

私をして率直に申しますならば、角を矯めて牛を殺すといふような惡結果を招くように慮れるのでありまして、これに對する先ず明快なる答弁をお願いいたします。

○國務大臣(根本龍太郎君) 御指摘の通り今回の行政整理に當りまして農林関係、特に食糧行政並びに統計調査関係の職員は非常に多いことは御指摘の通りであります。而もこれが今回の供出と相からみまして相當に困難を感じてゐることは事實でございます。

併し幸いに先機關におきましても非常に自重して頂きて、今このために大きな支障を来してはいたないのでございます。昨日も全国の食糧事務局長が會同してございまして、よく事情も聞き、政府の立場も説明いたしましたところ、非常に暗い氣持は持つておられるけれども現在職務には邁進してゐるという狀況を聞きました。今後更に万全の施策を講じて本年の供出には万遺憾なからしむるつもりでございす。(八百長君と駄目だ、本気でやらなさいと駄目だと呼ぶ者あり、笑聲)

○池田宇右衛門君 現政府の方針として農業の近代化を圖り、自給度を高め、国内一割増産に力を入れたつてあります。何といたしましてもの確なる調査、確たる統計によつてこそ初めてその基礎がでけると信ずる。然るにこの人員を整理して日本農村におけるこの計画生産の目標が達成自立できることの確信があるかどうか。又私をして言わしめれば、折角日本農業におけるこの町の町村までの確なるところの調査が進められる際において、この少い人員を以ちまして現在の一割増産の目標はなか／＼達成できないといふやうなふうな考へられますが、農林大臣及び長官においてはこれが確信が持てるかどうか、この点を一先お尋ねいたします。

次に日本農業も戦後着々としてい

ゆる平和農業になりつつある際に、統計調査と農産物の品質の向上を圖るには、検査制度の確立、改善によつて初めてこれが達成できる。農相は、只今地方出先機關においても、着々政府の意図に協力をして進められるから、必ず目的を達することができるといふお答えがあつたが、人員整理ほど地方の關係職員に對して不安を与えるものはない。日常の不安であれば、その仕事に對しての責任と、又業務遂行に當つての熱意が欠けて来る。熱意が欠けて来るに、加ふるにあらゆる惡條件があるといふ点から見まして、食糧供出の確保に先ず以て支障を来し、日本農業の計画生産に支障を来すといふことは、ひとしく農民を不安の中に陥らしめつつある。この際においても我々に納得のできる数字的説明、又適切なところの今後の農村経営に對する方針をこの際明示されたいと答弁を求むるものであります。

○國務大臣(根本龍太郎君) 統計調査が農業政策樹立の羅針盤であると共に、地方における産業計画の基本になつておる。然るに今回の整理案によりますれば、国としての一応の羅針盤を確立する程度のものであるようだけれども、町村別におけるこの町の統計の正確度が殆んど落ちてしまふ。従ひまして計画生産並びに地方産業計画樹立面において如何なるものであらう、こ

ういふ御指摘でございました。我々も財政上余力がございますれば、さうにいたしたいと考へておるのであります。が、一面におきまして地方自治制度が漸次確立いたしておりますので、この地方庁或いは町村におきまして、この漸次統計事務について研鑽を進められ

つつある次第でございます。従ひまして政府機關としての統計調査關係の方面において、この町村の統計事務について御指導並びに御協力をいたしまして、地方が自らが自分の行政をするために必要な業務に御指導申上げることによつて、その目的を達成することができるとはいたないか。なお又統計調査の事務の正確を期するならば、実に龐大なる人員を要するのであります。が、又一面におきまして漸次これはその仕事が進むことによりまして、年々の誤差がなくなるのであります。従ひまして調査の基礎が確立して来ますといふと、少數の人間で合理的な運営ができるという面もありまゐるので、諸般の事情を勘案いたしまして、政府案で現在の政府の意図するところの政策樹立には遺憾なきものと考へておる次第でございます。

○池田宇右衛門君 行政整理局長官は先ほどこの整理に對して予算の裏付けと事務の内容を十分に検討して整理を行なつておるといふ答弁がございましたが、假にこれを農林省関係にとるといたしますならば、米のみの一割増産ができれば六千万石といたしまして六百万石の増産ができる。六百万石の増産とすれば、四百億の現金がそこに生み出される。いわゆるこれを外國からの輸入食糧を六百万石減ずるといふことになれば、それだけ四百億以上の支払をせずに済む、こんなことは一目瞭然わかつてゐるのであります。従つて国内の農産物の増産に當りまして、国内の生産の増強を圖るこそ、国民生活の安定であり、農村経営の堅實化である。この意図に基いてすべての方針をお進めめと思ひましたが、事實は

終行詰りを生じておる、今の醜態はどうです。人員整理にしろ主食統制の撤廃にしろ、これは野党政勢が弱いからだ。併しながら農業者のものを対しては我々は自分のことでありますから、ここで決して農林大臣をやめなさいと言いたくはない。併し言わなければならぬ。こんなことを押付けられて、それでございませうかと……。そこで先ほど池田さんに対する御答弁を聞きますと、さも、例えば統計調査などは止むを得ずございませうと、予算に余裕があればやりたいのだと云う。折角でかけたのであるから、今打ち切りですと、県の段階でできたものを集計するに過ぎない。こんなことならいつでもできます。それでは安心ができません。若し県の段階でやるのが承知するならば、私は米の割当て二日も三日もむ必要はないと思う。併しそうじやないのです。それがためにとやかく言っておりますが、これではいかん。農林大臣は断然職場を切つても農業者のために、農民のために、国のために、八千三百万の国民のために、農林行政はかかあるべきだと職場を切つてやる意思がないから、こんなことになつてしまつたのだ。殊に大事な検査事務のごときは五〇％、何を一体するのですか。現在の人員では若し食糧が撤廃になれば増員しなければならぬ現状です。そこで五〇％切つて何で検査ができますか。それでもこの表を出して平気で出席しておる。どうしてこんなことを考えるのですか。こんな弱いことをなぜ引受けたのか一応聞きたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎) 統計調査

の問題についてのお答えは、先ほど池田さんにお答えした通りです。なお行政管理局において作られた原案をなぜそのまま呑んだかということであり、併しこれは考え方が実は多少行政管理局と私は違つておりました。最初には五百名残しまして、あとは地方自治体における統計を中央において修正するというのが行政管理局の案でありました。先ほど申し上げましたように、私もいたしましては統計調査が農業者政策の羅針盤であり、従つて御指摘のように地方の調査を集計するだけでは万全ではない。従いましてサンプル・システムに基くところの統計調査方式は堅持すべきである。併しながら他面におきまして先ほど申しましたごとく、作報事務が実は供出制度と密接に関連しておりましたので、この点の合理化並に減少してやり得る、こういう前提で今回の四三・六三の減員となつたのでございませう。なお検査事務につきましては御指摘のように非常に大事な仕事でございませう。これにつきましてもいろいろ意見がありまして、地方に委譲してもいいのではないかと、戦前における制度にいたしていいのではないかと、御議論がありましたけれども、農林省の立場として私は国営検査を実施すべきである。かような観点に立ちました。併しながら先ほど池田さんの御質問に対してお答えしたような理由によりまして、最少限度の人間を持つて、政府の必要とする行政事務についてなし得る限度というものを考えたわけでありませう。なお、検査の事務につきましては、定員を作るに当りまして、供出の最盛期における条件を完全

に具備するという場合におきましては、現定員のような人員が必要でありませうが、年間を通じますと、これは相当繁閑の差があるものであります。一番少いときの条件をとつたのではこれは到底仕事はできません。中庸の点をとりまして、而も最盛期におきましては臨時職員を用いることによりまして、予算措置によつてこれは相当カバーできる。こういう点をも考慮いたしまして今回の政府案となつた次第でございませう。

○岡村文四郎君 早くやめたいのであります。どうも答弁が甚だ附に落ちるもんで、早くやめられませんが、統計調査事務は、供出に非常に関連がある。糧の統制を撤廃いたしませんでも、自由党の政府の統制の限り、早い機会に又そういうことを出すと思ひます。そこで割当をして供出をし、若し出さなければ法律によつて供出させるような制度のうちには統計調査も多少古くても事が足りるかと思ひます。これが自由になつて、日本の国内で生産したもので、食糧が足りるならばそれはそれでよろしいのであります。他からあってもせん金で輸入をいたしますものに、需給調整を考えなければならぬ。それは統計の数字によつて需給調整を考えなければならぬ事象が来ると思ひます。そのときに、何やらからんような県段階に集つた数字を基にして、日本のドルのない国で食糧輸入の目標は立ちませう。若し立つたとしても、数字の点でいへば、この統計調査をうんと進めて、そうして需給をしつかり握つて供出こそしないが、必ず生産

はできておるといふ確信を持つのに、この統計調査がなければならぬ。これが即ち日本の食糧の需給の羅針盤にならなければならぬと思ひます。それを用いることもなく、県段階に任せようといふことは、果敢に任せてよろしいといふことではない。国民を安心させて行こうとするところ、今の政府のごまかしがある。そんなことはいけません。敢然としてこれを払拭して、今まで以上に先ず四、五年のうちに調査をして、完全になればその人員は減す場合もありませうが、先ず暫くそういうお考えはやめて、食糧が需給の度合が十分にわかります。うな手足を持つておつてこそ、統制撤廃をしても、先ずどうにかやれるかと思ひますが、若しこれがこのままで参りますと、絶対に食糧の需給調整を図る羅針盤はなくなると思ひます。それでいい、そういうことを言うことは、基本的なものでありますから、これは絶対になくしてやらうことを主張します。

それから検査員のことです。あります。今のお話は私実は出身地が北海道であります。北海道の実情を見ますと、今、国会議員になつてからこれほど陳情、請願の来たことはありませぬ。実に厄介で困つておる。それほど地方から言つて来ておる。その検査員の問題は非常に大きな問題になつております。今大臣のお話しやいますように、閑散時期があるからこの数字でもつてよろしい、あとは臨時の雇いで、統制をして政府が買上げます。時分には、多少等級がぶくても強くてもそれで通つております。今度は自由になりまして、銘柄等級によつて売買をいたします買入人は、その銘柄等級によつて売買をするため今までより以上、そんな臨時雇のわけもわからぬものではないかと思ひます。今おります検査員はいろいろ方法によつて質の向上を図り、立派な検査員にして初めてその検査を行う、国の検査をするといふことが言えるのであります。今のお話のようなことは全く違つたのであります。これも断然そういう段階をやめてもらひまして、立派な検査員を置くことにしておく。私どもこれに努めて参りますから、そのおつもりでおつてもらひたいと思ひます。

私はかなり質問してもいけませんからこれでやめます。どうぞ大臣も長官もそのおつもりで、農林省に對します。甚だしい減員は絶対まかりなりませんのでそのおつもりでお考えを願ひます。

○松浦清一君 議事進行についてですが、先ほど私が質問を保留しておつたのは、大休水産、農林の各委員長が総合的な質問をされて、そうしてそのあとで各委員が補足的な質問をされる、こういうふうに議事を進行すれば非常にいい、こういうふうに考えて、農林委員長が質問されるならば、その余の時間で質問して頂きたい、こういうことで保留しておつたのです。委員長外のかたが質問されるならば、水産関係の私も一人ですから簡単にそう妨害にならないように質問いたしますから、お許しを願ひたいと思ひます。

○委員長(河井廣八君) 松浦君に申し上げます。先刻水産委員長と相談しました結果は、木下委員長だけ質問す

るといふことで農林委員会との連絡がついたのであります。そうして農林委員長は自分は質問するかも知れないが、する場合はあるが、併し議員諸君から先ず質疑があるだろうといふことを言つて……

○松浦清一君　そう言つてゐる間に済む質問なんですよ。

○委員長(河井彌八君)　そういう関係ですから、今のことに關連したことが、水産が特にここに入るといふなら又今日ずつとありますからそのあとにお願いいたします。そういうことをきつき決定して申上げたのであります。それで御了承願ひたいと思ひます。

○江田三郎君　一人ですら許したらどうですか。

○委員長(河井彌八君)　それでは農林委員の諸君がよろしければそういたします。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○松浦清一君　よろしくごさいます。

○委員長(河井彌八君)　よろしくごさいます。

○松浦清一君　水産よりその他の農林関係のかたがいろいろ、量が多いのですから、余り邪魔にならんようにささやかにやります。水産庁関係で大体木下委員長が總括的な質問をされたのですが、数は誠に細かい。現在定員は千四百十名の中で、百五十一名を減員されるというのですからささやかなことなんでしょうが、ただ問題は日本の将来の水産業についての政府の見解と若干私の見解を異にしてあるんです。具体的問題について若干の質問をいたしたいと思ひます。お答えは橋本國務大臣でも根本農林大臣でもどちらでも結構で

すが、御都合のいいかたが御答弁を願ひたいと思ひます。

先ず第一番に遠洋沖合漁業取締関係で現在の百三十名の定員を十名減員するといふことなんです。現在御承知の通り、日本とアメリカ、カナダで漁業協定の交渉が行われておる最中であります。この問題についての日本政府の考え方について私は過般本會議に緊急質問をいたしたのであります。その際に総理大臣の御答弁になつたのは、将来の世界の水産業といふものはやはり資源の枯渇しない方法を考へながら最大の漁獲をする必要がある。で、今度の協定は公海自由の操業を基本線として話が進められてゐるのであるけれども、やはり資源の保護といふ問題を中心にして、具体的には日本が余り外国の侵略漁業をやらない、小さい魚を獲らない、水産資源の枯渇しないような方法においてこの協定が結ばれるんだ、こういう御答弁を伺つたわけなんです。そういうことになりましたと、一方又議つて議和條約が發効いたしますといふと、マツカーサー・ラインといふものは解消されて、日本の遠洋沖合漁業といふものはますます擴張して行くものと想像しなければならぬ。将来この今の漁業協定がどういふ形において成立するか知りませんけれども、それが成立して、マツカーサー・ラインが解消されるということになれば、これは必然的に日本の漁業といふものは広く海洋に拡大して行くわけなんです。だん／＼と拡大して行くといふことが目前に予想され、又目前に約束されようとしてゐるときに、遠洋沖合漁業の取締の人員を減員するといふ理由が私にはわからんわけなんです。

もう一つは、東支那海或いは黃海方面において、しきりに以西底曳の漁船が拿捕され、中共、それからその他の國々に拿捕されておる。こういうものを一体どうして保護するんだ。現在できてゐる日米安全保障條約の中で、行政協定等行方の場合に、これを保護する方策といふものが行政協定の中に含まれて行方あるといふことを考へてなつてゐる。こういうような点について農林大臣に御質問申上げたところ

が、それは目下のところ考へておられないので、具体的にいつておられない。取締船を殖やす等の関係において、十分に日本の拿捕されて行く漁船を保護して行きたい、守つて行きたい、こういうことを御答弁になつておるわけなんです。ところがそういう御答弁のあつたにかかわらず、漁船の取締関係の船に乗つておる船員が、百八十二名が十九名、十九名と言へば五、六百トンの取締船一隻に乗込んでおる総人員である。一方において拡大をして行かなければならぬ、増強して行かなければならぬといふことを考へていふとなつておるが、これらの船員、乗組員を減員する。又本庁関係においては拡大されて行く漁場に対する取締り、或いは保護等をしなければならぬといふことが明らかになつておるのに、これらの関係で減員をされようといふ御趣旨が納得行きます。先ず一点御答弁を願ひたい。

○國務大臣(根本龍太郎君)　議和條約發効後、遠洋沖合漁業が發展して行くといふことは、当然私もそうあるべきだと思ひます。これに従ひまして監視人員が殖えなければならぬ。然るにそれが減つておるということについて御質疑がありました。これは先ほど答弁申上げた通りに物的施設と、更に人員の配置の合理化によつてその目的を達成したいと考へておるわけなんです。

なお東支那海における拿捕の問題と關連しまして取締りの強化といふことも必要であります。これは主として海上保安庁におけるところの仕事と相合体してやりたいと存じておるのであります。この方面におきましては、相当施設も人員も強化されておる。その点が重点であると思ひます。その点が重点であると思ひます。その目的を達成するに努力したい、かように思ひます。

○松浦清一君　東支那海方面における漁船の保護については、海上保安庁のほうの保護船といふんです。監視船といふものをそれを増強することによつていふと、こういうことなんです。それで先には農林大臣が御答弁になつた、農林省の立場からやはり監視船、保護船等を増強して行くつもりである、こういうふうにお答えになつたと私は承知しておるんですが、そこに食い違ひはございませんか。それからもう一点、遠洋沖合漁業の支那海方面のことは別問題として、やはり今度の漁業協定が成立すれば、日本の漁業といふものは拡大されて行くことは必然的なことである。それに対する取締りの関係の人員が減少されるということとは、足れりといふわけでしょうか。

○國務大臣(根本龍太郎君)　先般答弁したことは食い違つてないと思ひます。監視船の増強につきましては、今度の補正予算におきましても、五ポイント政策の一環といたしまして、從來は殆んどこの新造がなかつたのであります。二、三隻の新造を予算的にも、これは計上しておるのみならず、更に備船によりまして監視船を増強してゐるわけでございます。なお今後漁業協定の後、若し日本の遠洋漁業が漸次増強するようになりますれば、それに伴ひまする措置は当然これはなきなければならぬと思ひます。目下のところは大体現在の定員を合理的に配置することによつて、おおむねその目的を達成することができると考へておるんですが、漸次この問題が進展して参ります。必要があればこれ又我々は増員を要求するつもりでございます。

○松浦清一君　その点はわかりました。まあ三隻の監視船を新造する予定である、こういうことなんです。若し三隻の監視船を新造すれば、これに対する乗組員、五十数名といふものがすぐ要るわけなんです。この定員法が制定されても、それができれば増員するといふ御用意があるわけですね。

○國務大臣(根本龍太郎君)　これは現在の人員を合理的配置によつていたしまして、それでもなお足りない場合に増員措置をとりたいと思つております。

○松浦清一君　細かいことでくどいようですが、あなたは船といふものを御存じない。一隻の乗組員以上には乗つていない。これは船が殖えればそれだけの乗組員を増員しなければ、船といふものは動かない。十八人乗つて船を動かしてゐるというところは、十六人で運航ができるのを二人余計乗せてゐる

ということではない。十八人乗つてい
るのは十八人が要るのです。三隻船が
殖えれば三倍の五十四人要るのです
よ。それを一方で計画しておりながら
帳面の上だけで減員して行くという行
政整理のやり方、減員のやり方、これ
ばかりでないでしようが、一律に帳面
の上で何%人を減すのだという考え方が
機械的であつていけない。これは議
論になりますからやめますが、船を殖
やせば人が殖えることは当然なんです
から、漁業制度の改革の問題について
も八十七名の定員のところ十六名減員
されようとしている。漁業制度の改革
というものは、これはあなたに申上げ
ることは釈迦に説法ですから理由を申
上げませんが、漁業制度の改革という
ものは完了してないわけなんです。本年
度下半期から実施されて現在漸くその
準備が完了したわけなんです。この実
際に漁業制度を本当に改革して、農地
制度のようにきつぱりと改革して、そ
れが現に改革された漁業というものが、
その方針の通り行われておるのか
どうかということこれはやはり監
視、指導監督をする必要があるわけ
です。これは逆にます／＼人員を増強す
る必要があるにかかわらずこども十
六名の減員をしようとしている。簡素
化して能率を上げようと言われるが、
ます／＼人が増大して行かなければなら
んとするところへ、それを簡素化する、能
率化するということはどういふふう
にすればいいわけですか。労働基準法そ
の他の法令があつて、夜通しやらせる
というわけには行かないのですが、ど
ういふふうに能率化するかその点。
○國務大臣（根本龍太郎君）これは能
率を増進するということであります

が、具体的に個々の問題について申上
げる私は今資料を持つておりませんの
で、全体につきましてもいづれの官庁に
おきましても能率増進ということでは
きるのであります。それはおの／＼の
状況によつて違ふことと存じまするけ
れども、一体この職員の数というもの
の見方でございしますが、あらゆる場合
において事務的な満足だけを考へて見
ますれば非常に多くの人員がいるだろ
うと思ひます。併しこれはやはり国家
全体の財政上の立場をも考慮して、そ
うしておの／＼からそこに事務的な要求
と同時に、又国家的な要求との総合し
たところの定員というものがきまると
存じますので、これはいろいろの意見
の相違は出て来ると存じますけれども
も、全体といたしまして職前に比べま
すと、日本の国土並びに経済規模が小
さくなつてゐるにもかかわらず二倍、
三倍というふうなこの人員では到底今
後の日本の自立経済確立のためには適
当ではない、こういう観点から能率の
増進と簡素化によつて最小限度の人員
を以て国家行政事務を運営するのが、
これは当然のことであると我々は考へ
ております。

○松浦清一君 その考え方について
は、これは基本的な問題になるのであ
つて、今まで結局役人は遊んでおつ
た、そういうことになるので、やはり
国家財政と国費を以て支払ふべき振合
いというものを考へて行かなければなら
ないといふことは誰でもわかつてい
る。これは討論になりますから討論の
際に言うべきであつて質問しませんが、
考へ方、それが根本的に違ふわけ
です。もう一つは水産業協同組合法と
いふものを改正して、全国に四千五百
もある組合の業務及び会計状況という
ものを毎年一回ずつ省令として検査し
なければならぬ、こういうふうな今ま
での法律が改正されて、四千五百もあ
る協同組合の会計と事業、業務の状況
というものを検査しなければならぬと
いふことに、一方においてしておい
て、そうしてここに二十一人しかいな
い者を三人減して十八人、これは非常
に多い。これは又どういふわけです
か。（笑聲）

○國務大臣（根本龍太郎君）これは中
央における定員は、御承知のように企
画並びに立案といふことが主たる事務
でございします。監督の面もございま
す。で実際の仕事は地方庁においてこ
れを実施いたしておりますので、対
象はたくさんございしますけれども、
行政事務の簡素化によつてその程度の
ことはやり得ると、かように考へてお
ります。（笑聲）（笑聲）（笑聲）と
呼ぶ者あり）

○松浦清一君 余り水産のことを言う
と、農林委員におられるからやめま
すけれども、ともかくもこの水産関係
は、水産省設置をしなければならぬと
考へるほど重要な問題であることは、
これはもう閣下大臣ともお認めであら
うと思ひます。水産省設置法といふもの
ができて、参議院全体を通つたわけで
はないが、水産委員会を通つて、まだ
継続審議中にあるわけなんです。それ
ほど必要だといふことは、ただ役所を
殖やすといふことだけでなしに、日本
の将来の食糧関係、或いは経済自立化
関係、蛋白質資源の給源をあらゆる海域
に求めて行かなければ、日本の自立は
できないといふ観点から、水産省設置
といふものを我々要望しておつたわけ
なんです。それが逆に今度は大量の
総休教から言へば大量の減員をされる
という政府の意図に対しては了解しか
ねる点があるので、只今御答弁を承わ
りましたけれども、或るほどと感心の
できるような答弁ではございしません。
だから意見は保留しておきます。まだ
質問したい点もございします。併しなが
ら農林関係の世帯の大きいほうに一つ
お譲りをして、今日はこれくらいでや
めておきます。

○三橋八次郎君 今回の行政整理は、
特に基礎産業であります農林関係に過
重であるといふことは、誠に遺憾に存
する次第でございします。二、三御質問
申上げた点と存じますが、先ず第一に
統計事務の関係でございしますが、これ
は米麦の統制撤廃を前提として整理を
立案されたといふことでございします
が、それは如何でございしますか。

○國務大臣（根本龍太郎君）その通り
であります。

○三橋八次郎君 然らば統制撤廃が廢
止になりましたも、何らそれを勘案す
ることなく、当初の目的通りに進むつ
もりでございしますか。

○國務大臣（根本龍太郎君）先ほど衆
議院において修正されたといふこと
は、政府もこれを了承しておりますの
で、これは附則が變つただけでござ
いします。附則におきましては、四
月一日から統制を撤廃するといふ前提
でなつたのでありますが、今回は諸般
の事情によつてこれが四月一日から実
行できなくなりましたので、その点が
修正されたのでございします。それは
我々もすでに了解しておるところで
ございします。

○三橋八次郎君 そこであれほど大膽
ぎをしました米の統制撤廃も遂に中止
になつたのですが、今度若しも政府が
予定しております来年になりましてか
ら、統制撤廃ができないという事情に
立至りました場合に、その方面の統計
がなくては的確な割当供出といふもの
はできないお見込みでございしますか、如何
でございしますか。

○國務大臣（根本龍太郎君）統計調査
の仕事につきましても、先ほど御説明
した通りでございしますが、統制撤廃が
できないといふ場合においても、現在
の定員においてこれをなし得るかとい
ふことの御質問のようでありますが、
その際には若干考慮しなければならぬ
点も出て来ると思ひますが、これは先
ほど御説明申上げましたように、町
村単位、個人別は若干確度が落ちます
が、果単位並びに郡単位についてはこ
れはなし得るでございします。従いま
して、若干の確度の差は出て来ると思
ひますがけれども、この定員においてな
し得ないといふような考えは持つてお
りません。

○三橋八次郎君 只今の農林大臣のお
答でございしますが、この割当の調査
なんといふものは、そのときになりま
してからは早速にできるものではない
のでありまして、以前から状況を調査
し、的確なる資料に基づきまして割当を
するといふことに妥協性があるわけで
ございまして、若し予定の期日に統制
撤廃ができないといふ場合に、非常に
混乱を来すのではなからうかと思ひ
のでございします。そういう意味におき
ましては、やはりそういうことを予想
されまして、この統計調査のほうの充
実を図るということが非常に必要では
ないかと思ひのでございしますが、その

点はどうお考えでございますか。

○国務大臣(根本龍太郎君) これは先ほどお答えいたしましたように、供出の問題とは関連しておりまして、供出の問題とは関係して供出のたぐいのも、農業統計調査は、供出のたぐいの問題ではないのでございます。その意味におきまして、只今御説明申し上げましたように、個人別の調査は確度が高落ちて来ますけれども、供出の実態の末端調査は府県知事がこれを実施いたしておるのでございます。

そういう観点からいたしまして、従来は農業統計調査報告だけを基礎にしたというので、いろいろ議論がありまして、今後は農業統計調査資料だけにとどめず、府県の統計調査をも勘案するということになりまゝるので、その点においては支障はないものと考へております。

○三橋八次郎君 勿論、統計調査の仕事は、ただ単に供出問題ばかりではないというところは同感でございます。水産、或いは養蚕、林産、畜産、農家経済或いはアウトロックというような基本的調査をやらなければならぬのでありまして、全く日本の農業計画の基礎をなすものだと思うのでございませう。今までの日本の農業というものは、やはりこうした確な統計の上に立つて計画されたならば、まだ非常な進歩をしておるのだらうと思うのでございませうが、今後、戦後における農業の基礎をなしております、いわゆる指針をなしますという統計調査につきましまして、特に充実を期する必要があると思つてございませう。なお国際統計、サンフランシスコの宣言の調印によりまして、あの方面に更に国際間におきまして、非を受けるような統計

を出さないように、この方面の更に拡充が必要だと思つてございませう。この統計調査のほうにつきましては、更に一段と御考慮をお願いしたいと思つてございませう。

次に農業方面の試験研究機関の問題でございますが、農業のこの試験の研究機関は、昭和二十五年におきまして、農事、園芸、茶業、試験場、畜産等のその筋によりましての総合整備が行われ、地域にはおの／＼地域農業試験場というものができておるのでございませうけれども、実際におきましてはただ名目的に総合されたというだけで、まだ本当の内容の拡充もできておりません。加うるにこの試験、研究機関におきまして技術者というものは、それぞれ特技を持っておるのでございませう、その人がおらなければ、その試験研究ができていこうという場合が非常に多いのでございませうが、それらも一律に今度整理をするというような案が立てられておるようでございませうが、日本の農業の近代化も、又政府で常に口に言われておりますように、日本の農業は今後は科学化しなければならぬ、合理化しなければならぬ、どこまでも科学に基礎を置かなければならぬというようなことを再々言われておるようでございませうが、そういうような見地から考慮いたしまして、やはりこの試験研究機関の整理ということにつきましては、一応特別にお考えをお願いしたいと思つてございませうが、その点農林大臣はどういうふうに考へておられるか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御趣旨には全く賛成でございます。併しながらこれは総合的に申上げましたように、

各方面における研究機関の充実が日本にとつて大事なことでございませうが、国費との関係から見て、講和後におきましては、援助資金も漸次減つて参ります。或いは賠償問題は未だ明確にはなつておりませんけれども、いづれ賠償いたすといはしめても、その方面の経費もかかる、或いは治安関係の費用もかかる、而も一面においては、国民の税金の負担はこれ以上増額することはできないという観点に立ちますれば、総合的な国家経営の面からすれば、そのような過渡期におきましては、財政規模の縮小ということも又止むを得ないと思ひます。それと相勘案いたしまして、必要ではありますけれども、これを整理をしなければならぬという状況にも相成ると思ひます。国力の回復次第速かにこれらの充実を図りたいと思つておる次第であります。

○片柳眞吉君 私は先ず最初にこの定員法改正の手續の順序の点で御意見を拜聴したいわけでありませうが、どうも今回の定員法の改正の手續から見ると、今度の定員法の改正の手續から見ると、本末が顛倒してあるという感じを持つておるのであります。それは二つの点から私は指摘できると思つておりますが、要するに、旧憲法におきましては、官制だけで、勅令だけで各省の定員が制定されたわけでありませうが、現在では定員法という法律で各省の定員をきめて行くことになつておるわけでありませうが、そういう点から見て参りますと、先ず定員法の審議を先にやりまして、その決定することから従つて予算を組むというのではないかと、どうも順序が逆ではないだらうか、予算がきまつてしまつてそのあ

とで定員法を審議してもこれは順序が逆だという感じがするわけでありませう。これが第一点であります。

それからもう一つの点は、例えば或る法令の改廃を前提として、それが未定のままで、きまつたものとしてそれを定員法に組むということも又私は前後が逆である。具体的に言いますれば、問題の主食の統制撤廃の法案があとに出る、にもかかわらずそれがきまつたものとして食糧庁の定員を減らす、或いは石油の統制撤廃をする前提で人を切る、又競馬を民営に移すという前提で畜産局の定員を切る、こういうことはどうも順序が逆だという気がするわけでありませう。そういう二点から、私は先ず本件のほうをきめて行つてからあとで定員法の審議をすべきだと思つておりますが、その点につきましては橋本長官の御意見を拜聴いたしたい。

○国務大臣(橋本龍伍君) 今片柳委員からお話がございましたが、実は前々から何遍も御説明申し上げたことでありませうが、一つの仕事が事務の実体法とそれから定員法及び予算に三面の関係を持つわけでありませう。政府といはしましては、方針をきめて、それによつて定員は定員、実体は実体、予算は予算で進めて参つておるわけでありませう。今回の行政整理に当りましては、政令諮問委員会の答申案を参考にいたしまして、あれは事務の整理を基本にして人員の整理を考へて行くということでありまして、そのラインでこの定員法の立案をいたしたわけでありませう。従来からでも、国会に提出をいたしますときに、関連のものが一緒に並行して出る乃至は必ずしも揃わない

で相前後して出る、これは止むを得ないことであります。特に今日なお占領下にありまするためにその手續が複雑になつてゐるのは、御承知の通りであります。勿論これは事務の実体に基づいて整理をいたすわけでありませうが、私は必ずしも先ず先に実体法をきめてそれが上つて、それから定員法を立案してそれが上つて、そうしてそれから国会を異にするようなことにならうかと思ひます。私は並行して行つてもちつとも差支えないと思ひます。ただ勿論昨日も競馬法等についてお話がございましたけれども、実体関係の問題についてこの定員法を国会で御了承願うということはおの／＼からその中に例へば競馬につきましても、民営の具体案というものがどうなるか別として、民営にするということとは了承するのだということではなければ定員法に總体的に御了承は得られないのは、これは止むを得ないことだと思ひます。ただ手続的な問題として必ずしも片柳委員からお話のありましたような順序で一つ一つ決定してから次のものをきめて行くという必要はないと考へております。

○片柳眞吉君 そうしますと、具体的なことで更に伺ひたいと思ひます。定員法が或いは否決された、或いは否決をされませんでも大幅な修正をされた、こうなりますと、その場合に予算との関係はどういうようなことになりませうか。

○国務大臣(橋本龍伍君) 予算との関係につきましては所管の大蔵大臣のほうから御答弁を申上げることになつたと思ひます。

○片柳眞吉君 それでは次に移つて参ります。今回の農林省の整理の状態を見ますと、私も多年農林省におつた者であります。併し公正に見て、どうしてもやはり非常な無理があるという実感を感ずるのであります。そこで私は今回の整理をする場合にこういう点を考えました。第一はお伺いしたいのであります。第一には今日までの数回の行政整理で随分無理な整理を今日までやつて来ておりますが、その今日までの過去の整理の沿革を今回の場合に相当見ておられるかどうか、これが第一点であります。

それからそれと関連いたしました。只今三橋さんからお話がありました。農林省の機構につきましては、関係方面の強い指示で、相当実行政機構の整理といふか、従つて人員の整理も今日までやつておられるのであります。その最もタイプカルなものは、三橋さんのおつしやられた農事試験場系統は、これは司令部の強い指示で実は中央地方を通じての非常な体系を立てた整理をやつたわけであり。言いますれば国の試験場と府県の試験場とが同じ県内にあつてダブつた調査をやつておられるというところもあり。その意味で中央の試験場を廃止したところもあり。或いは府県の調査機関を整理したところもあり。ともかく中央地方を通じてダブつた調査がないように、又上から下まで体系がある調査ができるようなラインで中央の農業試験場、それからプロクタの試験場、その下に府県の試験場があるわけでありまして、重複を避けた非常に大きな整理

をやつたわけであり。にもかかわらず、今回の整理で、更にこれを整理してあります。これは私は過去のそういう事実を余り認識をしておらないのではないだろうかというふうに実は考えるのであります。更にもう一つの例は、畜産局の種畜牧場でありまして、これ又司令部の非常に強い実指示の下に多数の牧場を整理をしてしまつたわけであり。にもかかわらず、更に今度天引の整理にかかるといふことは、随分無理をやつたのを理由なく更に切るといふようなことになつておる。農林大臣はどういうふうなお考えをお持ちでしょうか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 農林関係のうち、特に試験場関係の数次に亘る機構の改革と申すべき、それに伴うところの人員整理をしたことは承知いたしております。従来日本の畜産行政が、主として統合国家的な観念が非常に強いという観点からして、いわゆる馬を中心とするもの、或いは又そういうところの軍事的な影響が残つておる。又もう一つは、御指摘のように、日本の試験研究機関が雑然としておつた。体系的なものがなかつた。このことで整理したことは事実でございます。この点も勘案いたしました。更に先ほど総体的に申上げましたように、国家の財政規模とも勘案いたしまして、政府としてはできるだけ簡素な姿で最少の人員を以てその能率を上げて行く、こういう観点でいたしたものであります。従来整理の経過をも考へてはおりますが、このような定員を作つた次第でございます。

○片柳眞吉君 その次に食糧庁の問題であります。これも当初の案が、一般の管理関係の人が六割、それから検査のほうは五割というふうな非常に高率であつたわけであり。その場合に、管理業務のほうは、統制撤廃といふことがあります。或いはこれは成立するかも知れませんが、検査のほうは五〇%といふのは、これは私はどうしても理解ができないのであります。勿論、お話のように、一般の検査員が併せて若干の管理業務をやつておることは承知しております。けれども、併し本質は飽くまで検査員であるのであります。ところが、他の局なり、他の省の同種の検査関係は桁が違つておるわけでありまして、五〇%の比率であるのに対して、食糧検査が五〇%という比率は、これは如何にしろ不均衡だといふ感を持つのであります。特に国営検査の法律を審議いたしました際にも、農産物が限定をされておる。あの農産物だけでは困る。もつと検査の幅を拡げて欲しいといふことがあの当時に審議をされておつたのであります。例えば穀粉だとか蕎麦なんかの検査がされないわけであり。これは是非とも近い機会にさうなものの検査をするといふことを条件として我々はこれを通過をさせたのであります。それが、いふ点からも、仕事の幅は農産物の品目からも殖えて行きましようし、又同じ品目についても、逐次統制経済から自由経済へ移行して参りますれば、もつと精密な検査を必要とする。これは申すまでもないのであります。どうも桁が全く違ふといふことが、これはどう説明をされても私は理解できないのであつて、ですから管理業務のほうは一応統制がなくなれば相当減つてもよろしいといふことはわかり。けれども、検査のほうは桁違いの、まづ五〇%といふのは、これはどうしても私は理解ができないのであります。そこでどうして五〇%にいたしましたか。その辺の事情と、それからもう一つは、管理業務についても、統制は撤廃するけれども、政府の考え方は單なる手放しの撤廃ではないのだ、農家の希望があれば無制限にこれを買入れるといふことを言つておるわけであり。無制限といふことがどの程度かわかりませんけれども、従つて仮に現在の統制方式は改正されまして、現在の政府の考え方のように、希望があればいつでも一俵の米でもこれは買わざるを得ないわけであり。そういうことを考へて六割という率が出たのであります。その二点につきまして御説明を頂きたいと思ひます。

○國務大臣(根本龍太郎君) 検査人員の大幅の整理については、しばしば問題になりました。又私もしばしばお答えした通りであります。これは見方の違いでございます。根拠についてはいろいろと立場において違ふと存じます。先ほど御説明申し上げました通り、これにつきましては、片柳議員みずからもお話しになつたように、実は検査事務のほかに、本来の事務の外にいろいろな業務をやつておつた。特に現実におきましては、その業務というよりも、供出補助自身が非常に大きい。具体的な事務になつておるのであります。これがなくなると、大體一カ町村に一・四、五名程度でやり

得るといふような見解がその根拠でございます。なおそのほかに事業費におきまして、臨時人員を増加することによつて最盛期におけるところの困難を除き行きたい、これが我々の考えの一つでございます。

なお管理事務につきましては、御指摘の通り、我々は輸入食糧は全部管理するのみならず、価格支持政策をとりまして、それに基くところの業務はこれはいたすつもりであります。その場合に一々政府が直接買入といふことをしなくてもできると思ひます。農協あたりに委託して買入をして、それを一括して行く、又配給事務がなくなるというところになります。一々末端の業務までやるということではなく、これは或る程度まとつたものを放出する、こういう観点からいたしますれば、この定員で間に合うことができれば、かように考へております。

○片柳眞吉君 そこで先ほど来財政上の理由といふようなこともいろいろおつしやられておりましたが、そういう点から見ると、恐らく検査の場合には相当の手数料を取ることと思ひます。そうなつて来れば、大體手数料収入で国営検査の費用は大体支弁できると思ふのであります。そのうなつて来ると、財政上の理由からこれを五割に切るといふ理由はないと思ふのであります。いづれにしても、その本来の検査業務に、或る程度はかの仕事はあると思ひます。五割が六割ぐらゐならわかりますけれども、五割が五〇%という理由は私はどうしても首肯しがたいわけであり。併し時間もありませんから、更に他に移した

いと思ひますが、その次は統計調査の關係でありまして、これはもう他の委員から御発言がありましたように、供出の有無にかかわらず、この制度はむしろ拡充すべきものと私は考へておりますが、併し政府のほうの御答弁によりまして、或る程度やはり主食の統制撤廃とやはり関連してはいるとお考へになつておることは、先ほど来のお答弁で明らかであるのであります。そうなつて参りますと、先ほど三橋さんの御質問にもあつたやうであります。食糧庁のほうは統制撤廃がまあ延期といひますか、棚上げになつたので、或る程度復活をしておるわけでありまして、ところが統計調査のほうは全然これは復活がないといふことは、私は首尾一貫しないのではないかと申すのであります。で食糧關係は食糧庁はもとより、ほかの労働省なり、運輸省の労働加配米なり、船員用米關係の人も当然これは復活をすると思はれるのであります。そうなれば何名かわかりませんが、理論的には統計調査部の定員の或る程度は当然これは復活をせよと、理論的には首尾一貫しないと思ひますが、その辺はどんなような事情でございましょうか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 先ほど御説明申上げましたように、これは供出とは若干關係があります。併しながら我々といひましては、統計調査は供出だけの問題ではないといふことは先ほど申上げました通りであります。なおこの整理によつて若干の個人割、その他に対するところの確度が落ちるというところは御指摘の通りであります。そこで従来この統計調査、いわゆる作

報の報告と地方自治体との間に非常に食い違ひがあるのであります。供出の際いつでもこの問題が論争されて、今回もこの問題が論争されたのであります。この面におきましてはこの地方自治体も漸次地方自治本来の任務を達成するために、税収、或いは生産計画等の關係から、相当程度地方自治体においても統計調査に關する機構並びに人員の重点的な配置などをやつておるやうでございまして、その点とからみ合せまして、現行の供出を若し続けるといひまして、供出については差支へはない、かような考へを持つておるわけでありまして、

が、こういう調査はどこでこれはおやりになる方針でありますか、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(根本龍太郎君) これは統計調査事務を以てそれをやります。

○片柳眞吉君 そうなつて参ります。統計調査部の整理はやはり無理があるという点、その点からも私は指摘ができると思ひます。

もう一つ、先ほど来の農林大臣の御答弁で私が気になるのは、府県單位の調査は、現在の統計調査事務所で行ふのだ。その県内の分なり町村別のもは町村のそういう業務を指導なり、協力をしてやつて行くといふやうなお話がありましたが、そのところがどうも非常に気になるのであつて、府県別の調査といふものは、やはりこれはできれば、できるだけ同じ機關が下までやつて参りませんか、府県の全体の生産高は農林省がやつて、それから各町村別の調査は町村がやるということになると、結局それは木に竹を繋ぐやうな形になるので、県全体の生産高は町村の集計になることは当然であります。が、そのところが常に食い違つて来る。依然として昔の供出當時にやつたと同じ手数をかけるのじやないか。従つてやるならば、同じ機關がやつとやらないと、やはり違つた調査が出て来る。今度は県全体の統計と各町村別の統計が齟齬を来たすことになると思ふのであります。ですから、やはりこれは理論的にも實際的にも、下まで、郡別なり、町村別の調査をやる必要があるといひますれば、それは同じ機構ですつとやつて行かないと、却つて無駄が起きやせんか。先ほど申しました町村を指導し、協力をするというこ

とでは私はいかんのではないかと思ひますが、それはどうなんですか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 過渡的にそういうことは當然起つて来ると思ひます。そこで町村における統計調査も政府がやつておるところのシステムに漸次適合するやうに指導して、その万全を期したいと、かように考へております。

○片柳眞吉君 いろいろ意見がありまして、保留いたしますが、要するに先ほどから岡村さんが言われたやうな、どうもほかの均衡が如何にしてあるかはひどいといふ感じを持つのであります。何も形式上の均衡を言うのじやないが、何度お聞きしても合理的な説明がないのを遺憾といたします。そこで農林省が、人が多過ぎる、何か非常に素朴的な考へ方で見えておるのではないかと考へておりますが、この農林行政には相当やうな人が要するのだといふことは、これは府県庁の仕事を御覧になれば、決して中央官庁だけが人が多いのではないのであつて、府県の経済部の仕事を極めて少ないのであつて、経済部を二つに分けても、農林課のほうには相当仕事があるが、残つたものは商工課と、もう一つどういふ課を置くかといふぐらひに苦心しなければ課が置けないといふやうな実態であります。これは日本の農業なり、農林行政の上からやはり或る程度必要だから人が多いのであつて、どうもほかの省と比べて人が多いのだという素朴な考へでやられたのでは非常に困るのであります。私も長年官界にもおりましたし、又農林省以外にも勤務したこともあり、表面だけを見る

と、何だか人が多過ぎるというやうな、極めて形式的な現象を捉えて、五割、六割やられたのでは、これは非常に困るわけでありまして、このことは更に農林委員会でも意見を申上げますが、その点を申上げて私の質問を終ります。

○三好始君 今回の定員法の改正案は農林省關係で一番問題が多いわけでありまして、質疑はまだたくさんあると思ひますが、時間も来ておりますので、この程度で休憩せられんことの動議を提出したいと思ひます。なおこの改正案には前提をなす実体法の改正の法律案が出ておりません。これは橋本長官のお話のように、必ずしも実体法を優先させるといふことができないといふ場合も私了解できるのでありますけれども、本国会に実体法が出ないという状態の下で、この委員会が定員法を審議するわけでありまして、委員会としては実体法を一応明らかにして定員法の結論を出さなければいけません。それだけの審議をする責任が内閣委員会にあると思ふのであります。單なる人数の問題だけじゃなくて、その前提をなしている実体法の或る程度の審議も必要でありますから、むしろ我々内閣委員として、例えば主食の統制撤廃の問題であるとか、競馬の民営移管の問題であるとか、こういう実體關係についても或る程度、むしろこちらから農林委員に連合委員会を求めて、審議の責任を盡したいという気持もあるわけでありまして、勿論今回で連合委員会を打切るのでなくして、適当に更に機会を作つて頂きたいと思ふのであります。

○委員長(河井彌八君) 三好委員に申

上げます。農林委員諸君の御発言の機会はまだ相当たくさん差上げなければならんと考えております。そこで本日は時間が来ましたから、これを以て休憩いたします。そうして一時半から再開いたします。

午後零時三十二分休憩

午後三時十四分開会

○委員長(河井彌八君) これから連合委員会を続行いたします。羽生農林委員長。

○羽生三七君 定員法の問題に関する個々の問題につきましては他の委員の皆様から御発言もありましたし、又今後とも続けて行われると思っておりますのでその問題は別といたしまして、取りあえず大蔵大臣にお伺いしたいこと、これは、この定員法案の修正によつて、例えば現在衆議院におきましては、食糧統制撤廃案が実行されないことになつたので、この関係の職員は元に戻すように修正されたわけでありますが、それに伴つて昭和二十六年補正予算を以てしては職員基本給その他必要な経費の不足を生ずることになると思ひますが、これに對してはどういう措置をおとすに成りますか。大臣にこの点を最初にお伺いしたい。

○國務大臣(池田勇人君) 既定の予算で不足を生じません。退職金ならなかったらいいようになりますので、俸給を十分支払うようにしても二十六年度の予算からいふと少し余るのではないかとと思つております。

○羽生三七君 先の農林委員会において、その問題について会計課長から承つておつた点も今大蔵大臣のお答え

の通りでありましたが、その場合には昭和二十六年補正予算中において退職金として計上されたものを他の基本給に流用することが可能であると、そういう解釈でよろしいのですか。

○國務大臣(池田勇人君) 予算書にございますように、項までは退職金と一緒にしてあります。目で分けておるのでございます。目の部分は他に流用できません。

○羽生三七君 先ほど片柳委員その他の委員のかたからお話があつた中に、定員法という法律に先行して予算措置が行われることについての御懸念が問題として指摘されたわけでありますが、その議論は別といたしまして、取りあえず今同若しこの定員法がこの参議院におきまして修正せられたような場合、定員法は大体或る程度元に戻して、昭和二十七年補正予算においてその実行が不可能になるようなことが懸念される場合もないとは言えないのであります。現に今回の場合におきましても定員法に先行して補正予算において今問題になつたことと同じようなことが昭和二十七年補正予算において起つた場合は、我々としては非常に憂うべきことになるのでありますが、その場合、定員法の修正、或いは修正如何にかかわらず、昭和二十七年補正予算において、そういうことを強行なさるといふようなことはお考えになつていないと思ひますが、この点を明らかにしておいて頂きたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 御質問の趣旨がはつきりいたしません。御審議願つております定員法につきまして修正があつた場合に、二十六年度の予算において支障があるかという御質問

か、そうでないといふれば、二十七年年度の予算につきましては今審議中でございまして、政府の方針によりまして編成いたします。そのときまでには勿論定員法の改正も通過していると私は考へておるのであります。

○羽生三七君 問題の点をもう一度はつきりさせたいと思ひます。二十六年補正予算についてではないのであります。問題は只今審議されておる定員法が修正になつてコンクリートなものになつた場合、この場合に二十七年年度の予算において、通常国会において何ら定員法等が修正せられない、新たに修正せられた場合は別であります。修正せられないのに予算面ではこれを落すというようなことは別にならぬのであります。そういうことはあり得ることと思ひますが、念のために……

○國務大臣(池田勇人君) 昭和二十七年年度の予算案ができていないのでお答えの仕様がございせん。

○羽生三七君 予算案ができていないから御答弁ができないということであり

ます。それはわかると言へばわからんことはありますが、併し予算の編成の基本的な観点から言つても、当委員会が午前中にも審議されたこれは問題で、定員法の修正の結果減員になつて予算で落ちるというところはわかりませんが、只今この内閣委員会にかつておる定員法が修正になつた場合には、それに基いた定員によつて二十七年年度の予算が組まれるということとはこれはわかりませんが、それに基かない特殊の予算的な立場において別個の考慮が払われるというようなことがないかどうかというのを伺つておるので

す。これは恐らく大蔵大臣としてもお

答えし得られることではないかと私は思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) その意味ならお答えができます。本国会におきまして定員法が改正になりましたら、一応その定員法によつて予算を組みます。併しその後の施策によりまして昭和二十七年年度はどういう予算で、どう

いう定員で行くというところは別個の問題でございまして、だからこの本国会できまります例へば特別調達庁のような問題につきましては、或いはどうい

うな問題で行くか。定員が変更したその事態によつては、その変つた姿での予算と定員にしなければなりませんから、一応の定員は今回の予算で組みますが、併し又機構の改革その他をやります。そうして昭和二十七年年度の定員がどうなるかというところは予算と一緒に考へるべき問題だと、私はさう思つておるのであります。

○羽生三七君 大体問題はわかりました。が、議院の機構の改革は、議院の改

革によつて新たに問題が提起された場合は別個として、現在、今ここで審議されている定員法については、その修正に基いて二十七年補正予算が編成され

ると考へてよろしいと思ひますか。

○國務大臣(池田勇人君) 国会が違ひますし、予算を組むときの事情が違ひますし、その時の事情によつて適當な予算、定員を組むより仕方がござい

せん。

方をお答え頂きたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 仮定の事実と申しますか、いろんな施策が予算に上り、予算を通じて定員も變つて参ります。又仕事の面から定員に影響し、それから予算にも影響する問題であるのであります。従ひまして今こ

で来年度の定員はどうなるか、予算はどうなるかというところははつきり申し上げかねるのであります。若し何でございまして、具体的問題でお聞き下すつたらお答えがしやすいと思ひ

ます。

○三好雄吉 私は先ほどの大蔵大臣の御答弁の中に機構改革という言葉が出て来ましたので、機構改革が行われたら、定員が現在の改正案とは又違つたものが考へられるように了解されてお

るのかどうか、それをお伺いしてあるのであります。

○國務大臣(池田勇人君) これは程度の問題と思ひます。原則は今度の定員で大体行けると思ひますが、例えば只今私の所で申しましうか。財務局を或る程度国税局と一緒にするといふことになりまうと、その財務局長とい

うものは要らなくなるのであります。併し今の人員は大体事務的には残るやうにも思ひますが、例外的にそういう場合も起りまう。だからそれは個々の場合でないと話がしにくいと思ひます。

○羽生三七君 統いてお伺いします。が、どうしてもわからない点があるんですが、それは個々の具体的な問題についてでなければよく答えられないといふお説はわからんこともありません。併し二十七年年度の予算の編成はもう間近だと思ひます。国会は恐らく来

月通常国会が召集されました、遅くも一月には予算案というものは具体的に議案に提出されると思う。それほど間に迫つておられるわけですか。従いまして行政機構等の改革が今提出されている定員法とは別個に新たな問題として起つて、その結果各省に亘つて全般的検討が加えられるという場合は、これは別個の問題といたしまして、現在の我々が今目下検討しているこの定員法が最後のコンクリートなものとしてなつた場合には、それに基づいて二十七年予算といふものが編成されなければならぬと思ひます。それより前に、例えば臨時国会中に、第十二臨時国会中に行政機構等の改革が起り、或いは第十三回通常国会の頭頭に行政機構等の改革等が起つて、その結果何か新たな問題が提起されるというならわかりませんが、行政機構等の改革は恐らく新たな問題として起つても、ここ二十日、一カ月内に起るとは我々は予想いたしておりません。我々が現に審議し、検討しておるのは、現在提出されておる定員法でありまして、これが何らかの形で当院においてコンクリートとなり、或いは若し修正になつた場合、両院協議会等でこれが共通した意見としてまとまつた場合には、それに基いて二十七年予算が編成されないとしたならば、これは極めて私不審に考へるので、それより後において新たに全般的な機構改革において予算等の修正、変更がある場合は別問題でありまして、この点を重ねてお伺ひいたします。

○国務大臣(池田勇人君) それはその通りでございます。問題はないと思ひます。この国会で御審議になつたのが一応の基準になつて来まして、そうしてその後に来年度の状況を見て今年度の分に加除して行く。こういうことになる。いつも何と何と変りましてはございません。問題になさる基本がどうも私にはよくわからぬのでございますが、こういう問題のときはどうするか、こうお尋ね下さればはつきりお答えができません。今までの質疑応答は原則を言つておるので、私はあなたのそういう原則には何にも異存はありません。

○羽生三七君 それは原則だけでは困りますので、例えば具体的な例を挙げたいと思ひますが、例えば我々としては農林関係の定員法のうち、農林関係の問題を検討してあるわけでありまして、例えば食糧庁の關係にしても、食糧事務所の關係にしても、定員法が修正された場合、修正されて参議院においてコンクリートな意見として固まつた場合には、すぐ開かれる通常国会の頭に出される予算といふものは、当然これに基いたものとして組まれるということとはこれは常識的に考へてそれでよろしいと思ひますが、それでよろしいでございますか。

○国務大臣(池田勇人君) 時間的の問題も或る程度あるかも知れませんが、政策的な問題がございまして、今御審議になつて、そうして我々が出そうと予定している二十七年予算は一月の二十日過ぎと私は考へております。その間に一カ月しかない、或いは二カ月しかないから、この定員法で予算を組まなければならぬということをお政府は義務付けられるものではございませぬ。

○羽生三七君 義務付けられないかも知れないが、極めて遺憾な御答弁であります。いやしくもこの国会がこれだけの多数の委員会がそれに関心をもちまして重大な検討を加へておるこの定員法というものが審議され、コンクリートになつた場合、それが一カ月或いは二カ月の間に修正され、或いは変更されても何らの影響を加へられるものではないというこの答弁は、私は国会議員の一人として了解しかねます。これはこれ以上これ以上申し上げても仕方ありませんが、我々としてはこれについては重大な関心を持つておりますので、後刻又改めて新たな角度から御質問することがあるかも知れませぬ。

知れないが、極めて遺憾な御答弁であります。いやしくもこの国会がこれだけの多数の委員会がそれに関心をもちまして重大な検討を加へておるこの定員法というものが審議され、コンクリートになつた場合、それが一カ月或いは二カ月の間に修正され、或いは変更されても何らの影響を加へられるものではないというこの答弁は、私は国会議員の一人として了解しかねます。これはこれ以上これ以上申し上げても仕方ありませんが、我々としてはこれについては重大な関心を持つておりますので、後刻又改めて新たな角度から御質問することがあるかも知れませぬ。

○国務大臣(池田勇人君) 念のためにお答え申しておきますが、政府は今この定員法で縛られて、農林関係でいろいろな仕事をしようとしておるときに、定員法はこうだから仕事をやめろというふうには行きません。或いは又その後の状況によりましてこういう仕事を来年度においては簡素化できるといふときに、あなたがたに御相談して二十七年の予算で定員法を改めるといふことはできると思ひます。或いはそのときの状況によりまして、二十七年の予算案を作るときには、二十七年の予算における新たな施策を加味して、或いは定員法として御審議を願ひ、予算案として御審議を願ひのものが国会を尊重するゆゑにだと思ひます。

○羽生三七君 私は質問ではないが、最後に一言申し上げますが、先ほど申し上げましたように、三カ月か、五カ月先に通常国会が開かれるというのなら、これは若干客観情勢の変化によつて問題が新たに提起されるということはないとは言へませぬ。併し通常国会は今や一カ月未満のうちに開かれようとしておるのであります。恐らく予算編成までの一、二技術的な時間等を考慮しても、それは二カ月くらいを見て、その間に政府の根本的な政策の変化があるとするならば、若しのこととは別であります。根本的な変化があるとするならば、我々は何を好んで今日これだけの議論に時間を費す必要があるかと実は疑ひたい。そうであるならば私は政府が根本的な変革があるというならばこの際にもお示し願ひたい。根本的な検討をこの定員法に加へたい。恐らくそういうことはあり得ることと常識的に私は了解しておりますが、まあこの程度にしておきます。

○委員長(河井彌八君) 三好君に伺ひますが、先刻の御発言の続きでございますか。

○三好君 先ほど大蔵大臣は次の国会に提出を予定されておる機構改革に關連して新たな定員法の改正案が考へられておるかのような印象を受けるお言葉がありましたので、その点を確めたのでありますが、例を挙げまして財務、国税局が統合されたら二人の局長が一人に減る、こういう意味の例を挙げてのお話がありました。この程度でありましたら当然なこととして問題がないわけでありまして、只今申された定員に關係する点が單にこの程度のものであると了解していいのだつたら、私これ以上申し上げません。それを越えて、例えば財務国税局が統合されたために、局長以外に更に定員に變動があるというふうな意味でありましたら問題が新たに提起されるということはないとは言へませぬ。併し通常国会は今や一カ月未満のうちに開かれようとしておるのであります。恐らく予算編成までの一、二技術的な時間等を考慮しても、それは二カ月くらいを見て、その間に政府の根本的な政策の変化があるとするならば、若しのこととは別であります。根本的な変化があるとするならば、我々は何を好んで今日これだけの議論に時間を費す必要があるかと実は疑ひたい。そうであるならば私は政府が根本的な変革があるというならばこの際にもお示し願ひたい。根本的な検討をこの定員法に加へたい。恐らくそういうことはあり得ることと常識的に私は了解しておりますが、まあこの程度にしておきます。

○国務大臣(池田勇人君) 私はこと細かにいつきり申し上げるために言つておるのであります。原則といたしましては機構その他のあれも或る程度頭に入つて事務の整理を先ずやつて、そうしてその事務の遂行に必要な人を御審議願つておるのであります。原則といたしましてそう大きな変更は勿論考へておりません。ただ私が申し上げたように、御質問の点がわからないので、小理窟を言えば私のようになつて、併し大いの意味において、それは農林委員長のおつしやるようなことはいつもの例でございまして、定員法といふものが通常の方でありまして、そんならこの定員法はもう動かさずに行くのかといふことになると、例外的にそういう場合も起り得ますと、こういうのでございまして。

○片柳實吉君 午前中の質問でお聞きしたわけでございまして、二十六年の定員法を如何に修正しても、基本給以上の退職金の繰替へがございまして、問題のないことはわかりました。が、ただ本年は年度も非常に迫つておりますし、それから退職金の率も或る程度はよろしいかと考へます。そういうことが言へると思つております。が、そこで今後の問題を見て行きますと、午前中にも私の意見を申し上げたのでありますが、予算が先へきまつてしまつてそれから定員法が出るということになりましますと、いつでもこの二

らこれは橋本長官の先日の御答弁と食い違ひがありますので、私は議事進行上確めておきたいと思つて発言を求めた次第であります。

○国務大臣(池田勇人君) 私はこと細かにいつきり申し上げるために言つておるのであります。原則といたしましては機構その他のあれも或る程度頭に入つて事務の整理を先ずやつて、そうしてその事務の遂行に必要な人を御審議願つておるのであります。原則といたしましてそう大きな変更は勿論考へておりません。ただ私が申し上げたように、御質問の点がわからないので、小理窟を言えば私のようになつて、併し大いの意味において、それは農林委員長のおつしやるようなことはいつもの例でございまして、定員法といふものが通常の方でありまして、そんならこの定員法はもう動かさずに行くのかといふことになると、例外的にそういう場合も起り得ますと、こういうのでございまして。

○片柳實吉君 午前中の質問でお聞きしたわけでございまして、二十六年の定員法を如何に修正しても、基本給以上の退職金の繰替へがございまして、問題のないことはわかりました。が、ただ本年は年度も非常に迫つておりますし、それから退職金の率も或る程度はよろしいかと考へます。そういうことが言へると思つております。が、そこで今後の問題を見て行きますと、午前中にも私の意見を申し上げたのでありますが、予算が先へきまつてしまつてそれから定員法が出るということになりましますと、いつでもこの二

らこれは橋本長官の先日の御答弁と食い違ひがありますので、私は議事進行上確めておきたいと思つて発言を求めた次第であります。

十六年度と同じように繰替える財源があるというわけには、行かんと思うのであります。そうすると予算はきまつてしまつておる。ところが定員法が政府の提案通り行かないという場合におきましては、或いはその修正なりをいたしまして繰替える財源がないといふことは予想し得ると思うのであります。そういう見地から私は定員法の審議を先ず先にやつて、それに従つて予算を組むことが原則としては正しいのじやないだろうかというのを申上げたのであります。これに對しまして大蔵大臣のお考えを伺いたい。

○國務大臣(池田勇人君) 今回は一月から整理をするのでそういうことがあつても賄ひ得るのであります。来年度になりますとお話のような問題があります。そこで私は今のようにお話しするのとわかる。定員法がどういふように改正になつた、政府の予期しておる以外になつたときに一応予算はそれによつて組む、そうして新たな施策は定員法として考える。それで予算と定員法はマツチしなければならぬ問題であります。従いまして来年度の審議におきましては私は若し定員法に重大な変更がありとすれば、万が一ありとすればこれは同時に審議してもらふようにすることが国会尊重の立場として政府の取るべき策だと考えております。

○小林孝平君 この附則の三で統制が廃止されるに至らなかつた場合においては七千九百六十一名を限度として政令の定めるところによつて食糧庁の職員を定員を増加することができるといふふう書いてあるのではありませんか、これから見ますと政府のお考えは、食糧庁の定員は食糧管理に直接

関係がある。併し統計調査の職員は食糧統制とは関係がないといふふうに解釈できると思うのであります。けれども、橋本長官のお考えをお尋ねいたします。

○國務大臣(橋本龍伍君) 前々から申上げたところでありまして、政府といたしましては来年度新たな供出は起らないようにしたいと考えておるのであります。そこで統計調査の關係の問題は供出の面についてはこれは關係がございまして、食糧の配給という面については關係がございまして。そこでこの附則に書いてありますように、以降更に本年産米の配給が続くかどうかというところで、配給が続けば、食糧管理の人員は復活して行かなければならぬ。併し統計調査關係の問題については、来年度にやはり米麦の供出をやればこれは前提が違ひますから考え直さなければならぬけれども、配給關係の問題だけは關係方面との話合ひでな四月一日以降統計といたうだけの問題ならば統計調査部の人員に關してはいじる必要がないと考えておるのであります。

○委員長(河井彌八君) ちよつと小林君並びに委員諸君に申し上げます。大蔵大臣は四時になりますと差支えがあるといふことでありまして、この際大蔵大臣に対する御質疑を願ひたいと思ひます。四時以後ならば他の大臣に向つて御質疑を願う。小林君如何ですか。

○小林孝平君 よろしうございます。

○委員長(河井彌八君) どなたが大蔵大臣に御質疑があれば……。それでは大蔵大臣退席されます。橋本長官に主

として御質疑を願ひます。

○小林孝平君 今橋本長官が御説明になりましたけれども、どうもきつぱり要領を得ないのであります。午前中農林大臣の御説明でも或るときは統計調査の職員は供出に關係あるがごとく、或るときは余りないがごとく、きつぱり要領を得ないので、私は特に改めでお尋ねしたいのであります。この附則を讀みますれば、はつきりと食糧管理の食糧庁關係の職員は統制に關係あるから統制撤廃をしなければこれを元に戻す。統計調査のほうは關係がないから元に戻すということが書いてない、こういうふうな解釈をいたしまして、これ常識上この項をはつきり読めばそういうふうな解釈できるのであります。重ねて明確にお答えを願ひたいと思ひるのであります。

○國務大臣(橋本龍伍君) もうその附則の一部削除されておりますが、その附則のできましては毎々申しましたが、關係方面と話をいたしました場合、それは米の統制撤廃というものは、米の統制を完全に撤廃するという意味で、配給まで終るといふ趣旨でございまして、關係方面とその定員法の提案を話しましたときに、経済科学局との間に話のきまつておりませんでしたのは、米の問題については先般の国会に於いて統制撤廃の法律をオーケーしたからいふのであります。それから来年度新規に米の供出をやめるといふことも余り問題がありません。で本年産米について四月一日から直ちに配給統制をやめて米の統制撤廃を完全に行かうかどうかという点についてまだ意見がございしましたので、その規定を置いたのであ

ります。従いましてその部分、本年産米の配給統制を来年度四月一日以降続けるといふことに相成りますれば、食糧庁のその關係の人員は本文のほうに取入れて行かなければなりません。統計調査事務所のほうの仕事は、本来米の配給統制と關係ないことであるので、それと並んで統計調査の人員をいじくることはいはしたすべきでないと思ひるのであります。

○小林孝平君 私は司令部との御關係はどういふふうになつておるか知りませんけれども、政府が責任を持つてこの法案を出されるに際しまして、ここに書いてあることを私も密議いたしました。どうして今長官がおつしやつたことは納得が行かない。特に長官は七千九百六十名は配給關係の職員とどういふふうな、關係のある職員とどういふふうな御説明になつておるけれども、これもそうではなくて、これは必ずしも全部配給關係の職員といふことではないと思ひのであります。従つて私はどうしても明確にこの際統計關係の職員と食糧統制の問題は關係があるかないかといふことをはつきりと御説明を願ひたいと思ひのであります。特にこの附則は衆議院において修正をされ削除されたのでありますけれども、その削除の際にも、この削除された食糧關係の職員は相當復活しておるにもかゝらず、統計調査の職員については復活修正されておらない。こういう点から考えまして、この條文と合せてどうしても統計調査の職員は供出と關係がないといふふうな政府も与党もお考えになつておると思ひのであります。重ねてお尋ねいたします。

○國務大臣(橋本龍伍君) いや統計調査の人員は供出に關係があると考へておるのであります。要するにその附則に書いてございしますのは、今お話し申し上げました通り、これは法律としては誠に不体面な法律であることは、これはもう総司令部との話合ひの沿革から出ましたので、これも正直に申上げておるのであります。その部分は本年産米の配給統制が来年度四月一日以降続くか続かないかという問題についてでございますので、従いまして統計調査のほうには供出に關係があると考へておりますが、配給統制には關係がありませんので、配給統制に關する食糧庁の人員の復活だけをしたのであります。

○小林孝平君 長官はこの七千数百名が配給關係の職員とおつしやつておりますけれども、私はこの大部分が検査關係の、末端の食糧検査に關する職員であると思ひのであります。長官の御説明は誤りであると思ひのであります。その点を明確にして頂かないと、この七千数百名が全部配給關係の職員であるといふことは、この整理の一覽表を見れば直ちにわかることであつて、どういふことであらうかといふに御説明になるか、その根拠をお示し願ひたいと思ひます。

○國務大臣(橋本龍伍君) これは私の説明で御満足できなければ農林大臣にもお尋ねを頂きたいのですが、同じことでもございまして、勿論食糧庁に働いておる人は米で何人、麦で何人といふふうに分けをしておるわけではございません。併し一応といたしましてその人数を計算いたします際に、その

ります。従いましてその部分、本年産米の配給統制を来年度四月一日以降続けるといふことに相成りますれば、食糧庁のその關係の人員は本文のほうに取入れて行かなければなりません。統計調査事務所のほうの仕事は、本来米の配給統制と關係ないことであるので、それと並んで統計調査の人員をいじくることはいはしたすべきでないと思ひるのであります。

○小林孝平君 私は司令部との御關係はどういふふうになつておるか知りませんけれども、政府が責任を持つてこの法案を出されるに際しまして、ここに書いてあることを私も密議いたしました。どうして今長官がおつしやつたことは納得が行かない。特に長官は七千九百六十名は配給關係の職員とどういふふうな、關係のある職員とどういふふうな御説明になつておるけれども、これもそうではなくて、これは必ずしも全部配給關係の職員といふことではないと思ひのであります。従つて私はどうしても明確にこの際統計關係の職員と食糧統制の問題は關係があるかないかといふことをはつきりと御説明を願ひたいと思ひのであります。特にこの附則は衆議院において修正をされ削除されたのでありますけれども、その削除の際にも、この削除された食糧關係の職員は相當復活しておるにもかゝらず、統計調査の職員については復活修正されておらない。こういう点から考えまして、この條文と合せてどうしても統計調査の職員は供出と關係がないといふふうな政府も与党もお考えになつておると思ひのであります。重ねてお尋ねいたします。

○國務大臣(橋本龍伍君) いや統計調査の人員は供出に關係があると考へておるのであります。要するにその附則に書いてございしますのは、今お話し申し上げました通り、これは法律としては誠に不体面な法律であることは、これはもう総司令部との話合ひの沿革から出ましたので、これも正直に申上げておるのであります。その部分は本年産米の配給統制が来年度四月一日以降続くか続かないかという問題についてでございますので、従いまして統計調査のほうには供出に關係があると考へておりますが、配給統制には關係がありませんので、配給統制に關する食糧庁の人員の復活だけをしたのであります。

○小林孝平君 長官はこの七千数百名が配給關係の職員とおつしやつておりますけれども、私はこの大部分が検査關係の、末端の食糧検査に關する職員であると思ひのであります。長官の御説明は誤りであると思ひのであります。その点を明確にして頂かないと、この七千数百名が全部配給關係の職員であるといふことは、この整理の一覽表を見れば直ちにわかることであつて、どういふことであらうかといふに御説明になるか、その根拠をお示し願ひたいと思ひます。

○國務大臣(橋本龍伍君) これは私の説明で御満足できなければ農林大臣にもお尋ねを頂きたいのですが、同じことでもございまして、勿論食糧庁に働いておる人は米で何人、麦で何人といふふうに分けをしておるわけではございません。併し一応といたしましてその人数を計算いたします際に、その

法律に書いてございませうように、米の統制が完全に撤廃に至らない場合には七千九百六十一名を復活する。趣旨は米の配給が四月一日までに配給統制を廃止できなかったら復活するといふ趣旨で人数の計算をいたしたのであります。

○小林孝平君 実にはつきりしないで困るのですが、食糧管理のための定員は全部で六千八百八十二名、検査の現在定員は二万三千五百三十四名、こういうふうになつておりました、政府の整理原案は食糧管理の面については二万七千五百三十三名、検査のほうには一万一千七百六十七名、こういうふうになつておりましたので、配給関係の職員が七千九百六十数名であるといふような御説明は全く問題にならない説明でありまして、而もその御説明の際に、これは司令部との折衝でこういうふうになつたというようにことを御説明されるのでありますけれども、御説明にうらふに何千名という人を整理するのにそういふ加減の御説明で以て首を切るというようなことは私は非常に不謹慎ではないかというふうなことを考へておるのであります、もう少し慎重に内容を検討して本当に必要のないものならば、私たちもその整理も止むを得ないと思うのでありますけれども、どういふ筆の運びで工合で数千名一度に首を切られるか、その理由はよくわからない。これは大部分検査の職員であるにもかかわらず、配給を続けるから配給関係の職員である。而もそれは何か司令部との折衝の結果こういうふうになつた、こういうふうのお話では非常に私たちは困ると思うのであります、まあ農林大臣に聞けとい

うことであるけれども、私は農林大臣に聞いて見てもさつぱり農林大臣も無力のようではございませんので、特に長官に聞いておるのであります。もつと明確に御答弁願ひたいと思います。

○国務大臣(橋本龍伍君) それはそこに書いてございませう通り、私が今まで繰返し申し上げました通り、総体の整理人員の中で米の配給統制が撤廃に至らなかつた場合には七千九百六十一名残すといふ趣旨で規定をしたものであります。

○江田三郎君 議事進行上……。もう一遍はつきりしておきたいのですが、長官のお答えは七千九百六十一名は配給に關係があるといふこと、その点間違ひないのかどうか。そうすると、我々も審議をするのに考え直さなければならぬ問題が出て来ますから、はつきりして頂きたい。

○国務大臣(橋本龍伍君) 七千九百六十一名は米の配給に關係あるといふ考へ方でありませう。

○江田三郎君 具体的にはそれはどういふ業務をしてゐる人々を言つてゐるのですか。

○国務大臣(橋本龍伍君) これは食糧の仕事中の身につきましては、これは所管大臣のほうからお答え願ひたいと思ひます。

○江田三郎君 食糧管理の定員は六千八百八十二名です、現在、それが配給關係の仕事をやつておるわけでは七千九百といつたらこれを全部入れましても足らぬのであります。何ばそれは主管が農林大臣だと言つたつて七千九百からの大きな数字を扱うのにとんでもないことを言われたのでは、これはちよつとほかの点についても長官はそ

のような杜撰なことはかりお考えになつてゐるのじやないかという印象を受けるのでありますから、これは念のためにはつきりして頂かなければ困る。若し農林大臣がおいでにならなければ、その点がはつきりできないといふのであれば、一応休憩にでもしたらいいと思ひます。

○委員長(河井道八君) 江田君に申上げます。ほかの点について、折角委員会をやつておりますからお聞きを願ひます。このためにすぐ休憩といふことはちよつと考えにくいのであります。

○江田三郎君 これは私はこういう問題について根本的に認識を間違つておるような長官であるなら、他の点についても同じような間違ひを繰返されるのじやないかと思ひますから、やつたところでも無駄じやないかと思つて言つてゐるわけではあります。

○国務大臣(橋本龍伍君) 詳しいことにつぎましては、責任の大臣から聞いて頂きたいと思ひます。私繰返して申上げます、その七千九百六十一名といふのは、そこに書いてございませうように、要するに四月一日までに米の統制が撤廃に至らなかつたら復活をするといふことでありませう。総体の整理の人員の中で、これはもう仕事として米の統制の撤廃、それから麦の統制の撤廃、それからおのほかに一般的な能率の増進といふことを含めて、一万幾らかの人員の整理を農林大臣のほうと話をきめて閣議で決定をいたしましたのであります。その際におきまして、一万数千名をきめるときに、米の分が幾ら、麦の分が幾ら、一般の能率増進が幾らという仕分けをいたしたわけではございませう。これはほかでもそう

申上げたのであります。ただこれが中間におきます仕事の進め方の上で、米の統制撤廃の問題がペンディングになつて参りましたので、米の統制撤廃が四月一日までにできなかったら七千九百六十一名を復活するといふことを規定したわけでありませう。そういうふうな仕訳の仕方において、その切替へるときにおける仕事の按配はどうなるかといふことは、これはまあ所管の農林大臣に聞いて頂きたいと申上げた次第であります。

○江田三郎君 これは例えば農地局なら農地局の一つの具体的な仕事について十人か二十人の人がやつておる。こういうような仕事の内容なら、これは農林大臣に聞かなければ無理だと思ひます。併しこれは七千九百といふ一塊りの、大きな塊なんです。これが一体何の仕事をしておるかわからん、訳のわからなくなつておるので、今の説明では答えになつておらないのであつて、これは一体何をやつておる人かといふこと、それは農林大臣に聞かなければわからないといふのは、七千九百といふ者が何をやつておるかわからんといふようなそんなことで、こういう案を審議するといふことは、これはできないわけではあります。橋本長官のほうでそういう理窟は何もないのだ、要するにただ天引で何ばやるのだといふのなら別問題ですけども、少くとも今まで我々橋本さんを考へておつたのは、橋本さんといふ人は非常に理性的な、非常に理智的な人だと思つておつたのであります。その人の答弁としては訳のわからんやうになつたので、そんなことなら、休憩してゆつくり農林大臣と打合せて再出されたらいい

のじやないか、こつと申しておるのです。

○片柳眞吉君 私又ちよつと別の疑問が起きて来たわけですが、四月までに米についての統制が撤止されなければならぬことには配給が續くから七千九百六十一人を復活するといふこと、ここにも疑問がありますけれども、それは統制が撤止されないといいことは、單に配給が續くだけではないのです。供出も續くわけであるのです。そうなつて来ると、配給が續きますから七千九百六十一名を復活するといふことはやはり供出もつとつと続いておるわけであつて、その場合もちよつと別の疑問が起きて来ておるのです。その点も併せて一つ御答弁頂きたい。

〔混乱するだけですよ、やつたら〕と呼ぶ者あり〕

○国務大臣(橋本龍伍君) 私もそれは前に申上げておるのですが、江田委員から、七千九百六十一名は配給に關係あるのかと言ふから、配給に關係があると私申上げたのです。至大の關係があると考へておりました。今片柳委員からお話がございまして、これは米の統制撤廃に至らない場合には、これは配給問題もございませうし、又供出も大部分は三月までに済みませうし、そういうものがあることを十分考慮に入れます、そこで米の統制撤廃が三月までに終らなかつたら、七千九百六十一名を復活するといふことになつたわけでありませう。

○片柳眞吉君 そうすると又ちよつと問題が出て来たやうな感じがするのですが、来年の大抵三月までに大部分の米の供出が終るという御説明があつたのですが、そうすると来年の米はもう考へておらないといふやうな印象を受

けるのですが、来年の米の供出は殆んどもう頭に置いておられないという実は印象を受けるわけなんです。そうなる先ほどの大蔵大臣の御答弁と関連して考えますと、やはり十一月頃からは又やるのだというふうな、実は印象を受けるのであります。我々は、ですから、今年の米の供出は四月以後に続きます、それからやはり現在において、は、来年の米の供出も続くという意味において相当の人数が必要である、実はこういうつもりで申上げておるのですが、特に今年の米は三月で大体終るということになりますと、何か伏線がそこに出て来るというふうな感じがするのですが、その辺はどうなんですか。

○国務大臣(橋本龍伍君) 実体的な関係の問題でありますから、私お話を申上げていいと思ひますけれども、これは参議院の農林委員会としてこういう実体関係としての御質問は初めてのものであります。これは所管の農林大臣の御出席を待つてお答えを申上げたほうがいいと思ひます。

○江田三郎君 あとで議事録を調べて見て頂きたいのですが、橋本長官は重大な発言をしておられるのです。来年度の米の供出はしないということをつきも言われておられるのです。そこでいふ、米の統制問題について基本的なことを話しておられるので、これは一体どこまで責任を持つてそういう話をしておられるのかということについても農林大臣が来られて改めて相談してそれから答弁するというなら休憩したほうがいい。

○国務大臣(橋本龍伍君) 私は自分の

発言につきましては責任を持つております。個人的な私見を申上げておるわけではないので、政府としての見解をお話申上げておるわけでありまして、私の申上げましたのは、なお御質問についていふ、お話をございまして、うし、農林大臣からも真つ向からの実体行政の問題についてお話するのが筋だと思ひました。

○羽生三七君 私、先ほど大蔵大臣にお尋ねした点は、純粹に予算の点に限定してお尋ねしたのであります。今、この質疑応答を承わつておられますと、どうも我々の臆測かも知れませんが、来年度十月以降の食糧統制撤廃というふうなことが、何か批准後にはやらんとも限らんというふうな含みが、どうも何かあつて、そのところに、何かもやもやしたものが若干ありとすると、気がするのですが、これは橋本長官にお尋ねしたいのですが、先ほどの大蔵大臣に対する質問と若干関連して来るのであります。今、定員法を我々が審議しておるわけですが、それが一応最終的結論が参議院で出た場合に、近い将来に更にこれとは又別個に、何か行政機構改革というふうなことを、或いは今の食糧統制等の問題に関連して、大幅な、何か第三次整理といひますか、そういうものを考えななつておるのではありませんか。今そんなことは言えないと言われればそれまでですが、併しやいしくもこれだけの大量の人を整理するという重大な法律を審議しておる際に、今日ここでお話になつておること、全く食い違つていうことは、近い将来すぐ現われて来るということは、政治的責任としても我々としては考えたくないもので、多分そん

なことはないだろうと思ひますけれども、この点について長官に一言尋ねておきたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍伍君) 先ほど大蔵大臣からお答えを申上げたところと全く同意見でございます。

○小林孝平君 細かいことは農林大臣に一つ聞けというところでございしますけれども、朝の質問では、農林大臣は、自分はこれでは不足だ、とは言われませんが、大体不足だけども、まあ止むを得ない諸般の情勢上こういうふうになつた。こういうふうな御説明があつたから、これは農林大臣に聞いても駄目だというのが、今度あなたにお聞きしたところが、細かいことは農林大臣に聞け、こういうことになつて一体誰に聞いたらわかるか。こういうことでは甚だ困るのであります。特に私がお尋ねいたしましたし、この附則の三項は、これからやろうと思つておるものであります。統計調査の職員、この六千数百名の整理に直接関係する問題でありますので、これははつきり政府のお考えを聞かなければ、さつぱりこれは質問しようと思つても要領を得ないということになりますから、一つやつぱり休憩してらつて……。

○岡村文四郎君 午前中に発言をしたので、午後は御遠慮申上げたと思つておつたのであります。聞けば聞くほど誠にけしからぬやうな問題が出て来るので黙つておれんです。で、行政官制の案が各省から、例えば農林省の問題で論議いたしておられますが、農林省の整理案は、農林大臣そのものがこういうふうな整理したいというものを

を出して来て、行政官制のほうではおやりになつたのかどうか、それを聞きたい。

○国務大臣(橋本龍伍君) これは私率直にお答え申上げますが、私も実は行政官制の案のほかに厚生大臣をいたしておりますので、自分の省で抱えております職員のうちで、これだけは整理できるといつたやうな原案を、その省内で作つたところでは、今、この案の作成に当りましては、これもしほしはお答えを申上げたところでございしますが、政令諮問委員会におきまして、約二カ月を要して一案を作つて總理大臣に答申をされました。それを参考にいたしました。これでどうだろうかという話合ひをいたしましたのであります。その場合に、それを参考に各省からの案をまとめました。なるうことならそういう形でやるほうがいいと思ひます。私、率直に申上げまして各省のほうで行政整理案というものは、なかなかかはかしく出て参りません。で、その政令諮問委員会の答申案を参考にいたしまして、そうして私が、行政官制本部において、この項目についてはどうだろうか、あの項目についてはどうだろうかと言つて、相談をして作りましたものが、この定員法でござい

ます。

○岡村文四郎君 私がそういうお尋ねをいたしましたのは、小林委員、江田委員が質問をせられて、さつぱり長官がお答えがない。これはわからぬから農林大臣に聞け、こういうお話であります。そこで誰か一体出たかというのを聞きたい。あなたがたおやりになつたことになつておれば、これは重

大な問題です。人の首を切るというのは並みだいていな。普通では切れんの、あなたも非常に御迷惑だつたと思ふのですが、我々が質問をしても、各委員が質問をしてもこれはわからぬ、所管大臣に聞け。そういうことでは長官として実に甚だ我々は残念です。そんなことで多数の職員の首を切らうということは以てのほかだと思ふ。若しそんなことでおやりになるのなら大変です。よ。当の責任者が全部腹に入れて、而も答弁は我々の納得行くようにして行くべきだと思ふ。それを所管大臣に聞けというので、農林大臣がこういうふうな首切り案を出したのかとお聞きしたわけ。そこでここにあり

ます食糧庁のほうはつきりしてゐる。そこで六千八百八十二人が食糧管理の職員だ、それに今度増員もあるやうなふうにして聞いているが、どこに使うかと聞いてもさつぱりわからない。それで審議しても全く審議する我々として残念です。こんなことでどうしてこういう首を切つた職員に対して国会議員として責任を持つたお話ができませんか。そんな軽々しいことで首切るなんということはできない。みんな人間です。同胞です。どうもそれを首を切らうというのは、こんなわけのわからぬやうなことをして、そうして答弁のできないことではございませうか。こういうことは、普通の法律と違ひます。や。こういう法案をやるには、しつかりした肚で、本心に公平にやらなければならぬということになれば、説明くらひは克明にするくらひの度量と思慮を持つてもらいたい。そして、結局の責任は同じことです。それにもかかわらずろく

に答弁もできないようなことでどうなります。今に農林大臣も来ましようが、このくらしいの肚を持つてもらわんと、所管大臣に任して、所管大臣に聞けというお話は実に心外です。ほかのことと違います。どういふふうにお考えになつておりますか。

○國務大臣(橋本龍伍君) 私に申し上げておりますのは、こういう意味になるのであります。今回の整理に当りまして、私はいささか今心外なお言葉でありまして、私も行政整理でこういつたようなことを、国の行政に應じて必要であると思つてやつてはおりますけれども、本當に整理をするといふことは、一人の問題としても、これは大変な問題だといふことは私もつくづく痛感をいたしております。従いまして、今回の整理に当りまして、退職金その他の処遇関係がきまるまでは、私は手をつけない決心をしてそれから始めたわけでありまして、これも、仕事の内容に關しまして、これは私が整理をするとか、或いは誰が整理をするとかといふことではなしに、閣内で何遍も練つて、そして政府の意見として、これを決定したわけでありまして、で只今のお話に關しましては、私はこれはもう私が言うまでもなく、ここに御列席の皆様方がよく御存じだと思ひますが、農林省関係の、殊に食糧統制撤廃にからみますこの問題は、いろ／＼と將來の農業政策的な考慮を含んでいゝる問題でありますから、私はこの問題に關しての答弁は、責任の主管の農林大臣からしてもらうといふことを申上げておるのであります。農林大臣が一貫した形で恐らくはこの配置された人数の仕事の仕振り、それから先々の

政策、で、この人数の基礎になつた食糧統制のあり方というやうなものと、これは必ずからみ合つて来る問題であるので、これは是非一つ主管大臣の出席を求めて、主管大臣から答弁して頂きたい。そういうふうにお考えをしております。

○委員長(河井彌八君) この際諸君に申し上げます。大蔵大臣も退席いたしましたし、農林大臣は出席することができません。只今の橋本長官との質疑応答に照しまして、本日は審議を進めて行くことは困難であると考へますから、本日はこの程度で散会をいたします。そして改めて農林委員との連合会を開会するつもりであります。さうに御承知を願ひます。

午後四時十二分散会

昭和二十六年十二月一日印刷

昭和二十六年十二月三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所